贈与　保険　資産運用　年金　不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

8
2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

相続財産が負担になる？「負動産」リスクとその対策

P3 暮らしとお金の教養講座

「名義預金」は相続財産？名義預金に関する誤解と対策

P4 相続・贈与の基礎知識

相続を放棄する？ 放棄しない？正しい知識で後悔しない選択を

数字で見る相続

相続放棄は年々増加 282,785件に

最高裁判所事務総局が公表した『令和５年司法統計年報　３家事編』によると、相続放棄の受理件数は、2019年が225,416件、2020年が234,732件、2021年が251,994件、2022年が260,497件、2023年が282,785件と推移しており、年々増加傾向にあります。

この増加の背景には、高齢化社会の進行に伴う相続件数の増加、管理や維持が困難な空き家や土地（いわゆる負動産）の増加、さらには故人の借金や保証債務などを相続しないための防衛策として相続放棄が利用されやすくなっていることなどがあげられます。

くわえて、2024年４月から不動産の相続登記が義務化されたことも、相続放棄の件数に影響を与える可能性があります。今後もこの傾向には注目が必要です。

グッドブリッジ税理士法人

相続財産が負担になる？「負動産」リスクとその対策

土地や建物などの不動産には、一般的に財産的価値が認められますが、なかには資産価値が低く、売却が困難な不動産（負動産）もあります。今回は、負動産が相続に及ぼす影響やリスク、相続に備えた対処方法などについて説明します。

「不動産」が「負動産」に？相続にどう影響するのか？

維持管理に手間や費用がかかる一方で、市場価値が低く売却や賃貸が困難な不動産は、所有者にとって負担でしかなく、負の財産という意味で「負動産」と呼ばれることがあります。例として、地方にあり使われていない実家、農業を辞めて残った田畑、建築基準法で再建築不可の建物、管理が困難な山林などがあげられ、バブル期に取得した資産が負担になるケースもあります。

負動産が財産に含まれている場合、相続が開始すると、次のような負担が生じる可能性があります。不動産を相続すると、相続税や相続登記の登録免許税を支払う義務が生じます。さらに、使用していなくても土地や建物に対して固定資産税や都市計画税が毎年課されます。空き家として放置され、「特定空家」に指定されると、住宅用地特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増加することがあります。また、近年では放置した空き家の倒壊や火災、空き地への不法投棄などが大きな社会問題となっています。不動産の管理は所有者の義務であり、管理不十分による被害が生じた場合、損害賠償を問われるリスクがあります。さらに、「相続人が相続したくない不動産」が相続財産に含まれることで遺産分割協議の障害となり、相続人同士で相続したくない不動産の押しつけ合いなどトラブルにつながる可能性もあります。

負動産が相続財産に含まれる場合、こうした負担を避けるため、プラスの資産がある場合でも財産を一切引き継がない相続放棄を選択する相続人が増えています。

負動産に悩まないために相続する前に知っておきたいこと

保有財産に負動産が含まれている場合は、相続開始時の負担を回避するために早期の対策が重要です。まず資産の棚卸しを行い、不動産の価値、活用可能性、維持費などを確認します。そのうえで、不要な不動産の処分を検討します。

処分方法としては、売却のほかに、自治体や公益法人への寄付、民間団体への無償譲渡などがあります。ただし、自治体に寄付を受け入れてもらえるケースは少なく、事前に確認が必要です。生前に対応が困難な場合は、遺言書を作成し、処分方法を指定することがトラブルを回避するために有効です。

また、遺言執行者を指定しておくと、より円滑に手続きを進めることができます。なお、このような対策を検討するにあたっては、早い段階から家族会議を開催して問題を共有し、家族の意向を確認しておくことをおすすめします。

相続が開始した後に、マイナスの財産が多い場合には「相続放棄」や、プラスの財産を限度にマイナスの財産を引き継ぐ「限定承認」の選択肢があります。ただし、これらの方法を選択する場合には、自己のために相続の開始があったことを知ったときから３カ月以内に、相続人（限定承認の場合は相続人全員）が家庭裁判所に申述する手続きを行う必要があることに注意しなければなりません。

相続の対象となる財産は、『資産』だけではありません。負の遺産を次世代に引き継がないために、早目に準備することが重要です。

「名義預金」は相続財産？ 名義預金に関する誤解と対策

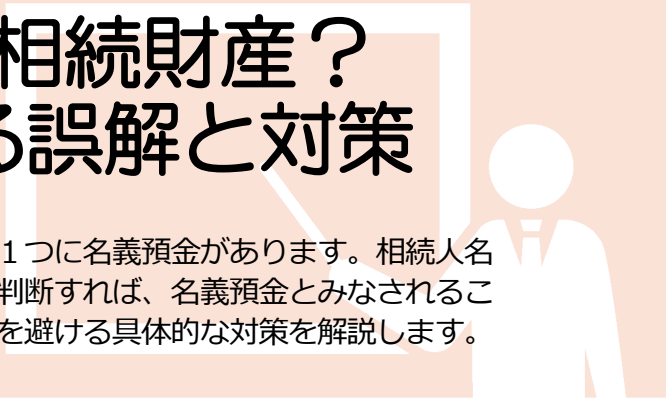

相続税の税務調査で、申告漏れが指摘される財産の１つに名義預金があります。相続人名義の口座でも、実質的に被相続人の資産と税務署が判断すれば、名義預金とみなされることがあります。今回は、名義預金の判断基準と認定を避ける具体的な対策を解説します。

名義預金も相続税の対象に 名義預金と判断される基準

名義預金とは、口座の名義が配偶者や子ども、孫などになっているものの、実質的にお金を拠出した人（出捐者）の財産と認められる預貯金のことを指します。

たとえば、親が子ども名義の口座を作成して、そこへ預金したり、収入を配偶者名義の口座に入金したりして、出捐者が使途を管理する場合などが典型例です。

相続開始時には、名義にかかわらず、被相続人が拠出した資金であり、その預金が被相続人の財産と認められる場合は、相続財産として相続税の対象となります。

したがって、名義預金についても相続税の申告に含める必要があります。

名義預金かどうかは、以下のポイントを総合して判断されます。

・資金を拠出した者
・財産を管理および運用していた者
・財産から生じる利益を受け取っていた者
・その名義を有することになった経緯

たとえば、口座の資金を被相続人が拠出していた場合は、口座名義が異なっていても、被相続人の財産とみなされます。また、通帳や印鑑を被相続人が管理していた場合も名義預金とみなされる可能性があります。ただし、過去に被相続人から贈与により正当に取得していたと認められる場合には、形式上は名義預金の形態を備えていたとしても、実質上は名義人固有の財産であり、相続税の対象外となります。

名義預金を防ぐには 今からできる対策方法

名義預金をめぐる裁判例として、妻名義の預金が名義預金と認定された事例を紹介します。

この事例では、病弱だった被相続人が妻の将来を心配して、預金口座を妻名義にしていました。

妻はその口座で独自に証券取引などを行なっており、また、不動産も被相続人から妻に生前贈与を行い、その名義変更と贈与税の申告をしていました。

裁判では、夫婦間において妻が夫の財産を管理・運用することは必ずしも不自然ではなく、それだけで妻が所有者であるとは言い切れないと判断されました。

さらに、預金については贈与契約書が作成されておらず、贈与税の申告もなされていなかったことから、ほかの財産の贈与の事実と比較して、生前贈与の成立は認められませんでした。

相続で名義預金とみなされないようにするためには、次のような対策を講じることが重要です。

①出捐者から名義人である配偶者や子どもに管理・運用を変更するため、名義人に通帳を渡し、登録の印鑑を変更するなど、名義人が自由に預金を使える状況にする。
②贈与契約書を作成し、贈与の事実を記録する。
③現金の手渡しを避け、銀行振込で記録を残す。
④贈与税の申告を行い贈与の適法性を証明する。

家族が将来も安心して生活できるよう、今のうちに相続対策を始めることが大切です。

まず、預金の名義や内容を確認しましょう。気になる預金があれば、早めに専門家へ相談することをおすすめします。

相続を放棄する？ 放棄しない？ 正しい知識で後悔しない選択を

相続において「相続放棄」という選択が年々増加しています。その背景には、高齢化、空き家問題、負動産の増加といった社会的課題があると考えられます。今回は、相続放棄を選択する際の注意点などを紹介します。

相続放棄の基礎知識 何が放棄されるのか

相続財産には、不動産や預貯金などのプラスの財産だけではなく、借金や保証債務などのマイナスの財産も含まれます。相続には、以下の３つの選択肢があります。

①単純承認：すべての相続財産を引き継ぐ
②限定承認：プラスの財産を限度にマイナスの財産を引き継ぐ
③相続放棄：すべての財産を引き継がない

近年、高齢化や空き家問題、負動産の増加を背景に、相続放棄の事例が増加しています。

相続放棄を行うには、自己のために相続の開始があったことを知ったときから３カ月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなされ、以下のような影響があります。

・放棄した相続人の子などは代襲相続できない
・共同相続の場合、ほかの相続人の相続分が増加
・単独相続の場合、次順位の相続人に権利が移転

実際に相続放棄を行う際に注意すべきポイントとは

相続放棄の手続きの流れは、次の通りです。①相続財産の調査と法定相続人の確定、②「相続放棄申述書」を作成し、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ提出、③家庭裁判所から送付される照会書に、回答を記載し返送、④相続放棄が認められると「相続放棄申述受理通知書」が送付されます。これで、手続きが完了します。

被相続人の財産を不用意に処分すると、相続を承認したとみなされるリスクがあるため、相続財産には手をつけないことが重要です。相続放棄は撤回ができないため、慎重な判断が求められます。ただし、詐欺や強迫などによる場合は例外として相続放棄の取消しが認められることがあります。

2024年４月から不動産の相続登記が義務化されたことで、その登記に伴う費用負担や手続きの煩雑さが増し、相続放棄を選択する相続人が増える可能性があります。相続放棄の判断を行う際には、専門家に相談することをおすすめします。